

## 第2回函館市パートナーシップ制度検討委員会会議録

日 時	令和3年8月23日 月曜日 18時00分から
場 所	函館市役所 8階大会議室
議 題	報告 (1) 意見交換会結果報告について 議事 (1) 前回発言要旨の確認と後日提出意見について (2) 制度導入にあたっての検討事項について(2回目)
出席委員	伊藤委員長, 藤原副委員長, 田中委員, 西村委員, 高橋委員, 松谷委員 原委員, 松田委員, 和泉委員(計9名)
欠席委員	なし
傍聴者	4名 (報道機関5社)
事務局	佐藤市民部長, 鹿磯市民部次長 兵吾市民・男女共同参画課長 山田主査, 簾内主事

### 1 開会

(事務局)

第2回函館市パートナーシップ制度検討委員会を開催する。本会議については、原則公開で行う。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等により、20時閉会予定とする。

本日の会議はオンライン併用で実施する。オンラインで参加の2名を含め、本日の委員会の出席数は、委員9人中9名の出席により、本委員会が成立していることを報告する。

### 2 報告(1)

(伊藤委員長)

次第の2 報告(1)「意見交換会結果報告について」、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

《資料1に基づき、意見交換会結果報告について説明》

(伊藤委員長)

私も当日参加したが、感想としては、当事者の方々のご意見としては、これまで制度がないことに慣れてしまっていて、具体的な制度として、どのようなことを望むかということに関しては、考えようがないということ。我々は、第1回検討委員会の中

で、制度の内容について論じてきたが、当事者の方とは見ている部分が違うのと感じた。

また、資料にもあったが、早期に制度の導入を検討してもらいたいということ。

そして、ここには書いていないが、目的として、婚姻と同じような効果を目指すべきではないかということ。以上、3つの意見が印象に残った。

今回の議論では、これら当事者の方のご意見も踏まえながら進めていくこととする。

### 3 議事(1)

(伊藤委員長)

続いて、次第の3、議事の(1)、前回の検討委員会の発言要旨の確認と後日の提出意見について、事務局の方から報告をお願いします。

(事務局)

《資料2に基づき、前回の検討委員会の発言要旨と後日提出資料について説明》

(伊藤委員長)

後日提出していただいた意見について、松田委員から補足説明などあればお願いしたい。

(松田委員)

ここに書かれたとおり、当日話ができなかったところと、当事者の方々からお話を聞いて気づいたことがあったので、少し付け加えさせていただいた。

(伊藤委員長)

これらの意見を踏まえながら進めていくこととする。

次は、前回の検討委員会で、パートナーシップ制度に関連した市の行政サービスについて事務局に宿題としてお願いしていた。これについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《市の事業や制度一覧をもとに説明》

(伊藤委員長)

ただいまの事務局からの説明および皆さんからの発言要旨について、何か意見等はあるか。

(原委員)

まず、最初に伊藤委員長がご説明くださったところだが、なかなか当事者は自分の希望を諦めて生活していて、制度に何が必要かと急に聞かれても、具体的に言えないという話があったが、これは性的マイノリティのみならず、マイノリティの立場にいる人には多々ありがちなことで、過剰適応という言葉が当てはまる。限られた範囲で活動する必要がある場合に、生きていくため、その範囲内で最大限できることをやっ

て生活しているので、その先に行けないということは誰にでも起こりうることであり、ということをお伝えしたいと思う。相談現場なんかでよくこれに対応していて、枠を作り直すという作業がひと手間必要になる。これをリフレーミングという。この過剰適応というのは、いまの不自由な社会の中で過剰なほどに適応できる人だけに起こることで、つまりこれは非常に格差が出てくる。過剰適応している人と、適応が難しい人が両極端に分かれがちだということ把握して考えていく必要がある。

もう一つ、行政サービスの方で質問がある。行政サービスのリストの中で、火葬埋葬手数料とあるが、対象者の中にその他の同居者というのが入っていて、このその他の同居者に、親族ではない性的マイノリティのパートナーというのが入っていないのかお聞きしたい。

(事務局)

同居している同性パートナーについても対象となる。

(原委員)

了解した。

### 3 議事(2)

(伊藤委員長)

続いて、次第の3、議事(2)制度の導入にあたっての検討事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料3 函館市パートナーシップ制度検討事項をもとに説明》

(伊藤委員長)

事務局から、前回の検討委員会の中で議論した検討事項についての説明があった。補足だが、この検討委員会は意見を集約するものではなく、委員から意見を出し、それを今後の制度素案作成の参考にさせていただくという趣旨のもので、皆さんの忌憚のない意見を積極的にいただきたい。

第1回の検討委員会に、6月24日の意見交換会の内容を踏まえ、付け足すことがあればお聞きしたい。資料3が、今日のメインの内容となるが、前回あまり議論していない所を万遍なく議論をいただきたい。

ということで、今回は、資料3の項目別に話を進めていくこととする。まず、2ページの制度の趣旨・目的について、この制度の趣旨・目的に関しては、前回の委員会や意見交換会で話がされたところだが、目的条項について前回の宿題でもあるので、ご意見など伺いたい。

藤原副委員長いかがか。

(藤原副委員長)

制度の趣旨・目的ということなので、根本的に全ての法の理念・権利とすべき「人権保障」と「個人の尊厳」に関しては、まず言及すべきであると思う。また、本制度の特徴を鑑みる

と、「男女の別を超えて」とか「多様性を」という文言を入れて、尊重し合う社会、そして何より地方自治というのをもとにすると成熟した地域社会とか、あとは地域ではあるが、国際社会との協調・連携のような文言が必然的に入るべきではないかと考える。

(伊藤委員長)

なるほど。ほかの皆さんはいかがか。松谷委員。

(松谷委員)

私は人権擁護委員の委員をさせていただいているので、「市民一人ひとりの人権を尊重し」という文言を入れていただきたい。

(伊藤委員長)

なるほど。田中委員いかがか。

(田中委員)

副委員長とも重なるところもあるが、特に私としては、制度対象との関わりで、あくまで今はパートナーシップ制度を検討しているわけだが、最終的にはファミリーシップまで拡がりを持たせた趣旨・目的の規定の方が良いと思う。それから、あとは難しいところではあるが、制度の趣旨・目的のわかりやすさも大切だと思う。当事者の皆さんからのご意見を伺うと、やはり広く知らせてもらいたいという要望がある。市民の皆さんが見て、趣旨・目的が一読でわかるということがまず必要であると。そういった意味で、分かりにくく、難しい言葉を使わないで制度の趣旨・目的を規定できればと一番いいだろうというふうに思っている。

(伊藤委員長)

原委員、いかがか。

(原委員)

制度の趣旨・目的、皆さん非常に大事な意見を出しておられるので、それを集約をして、市の方で案を作成し、そこからまた肉付けしていくという形で制度の趣旨・目的を考えていくといいと思う。やはり長い目で見て、あの時これをやって本当に良かったというような、歴史の中で恥ずかしくないような施策を進めていくということがすごく大事。今、北海道の歴史などを勉強して、このように思う。つまり、この制度がゆくゆくはその市なり地域なりに返ってくるという、長い目で見て、一人ひとりの生活を大事にする制度であるという先駆けやフォローの一つであり、特別な形ではなく、制度をどんどん進化させていくというような視点が必要である。

今はLGBTのことをやっているけれど、少し時間がたつと、まったく忘れ去られるというようなことを当事者は非常に危惧しているので、やっぱり地に足の着いた制度になることを望んでいる。

(伊藤委員長)

趣旨・目的は非常に重要であるので、時間を掛けて進めたいところだが、先ほどお話ししたように、全ての項目について検討するため、前回も検討したところでもあるので、とりあ

えずまずここまでにして、先に進みたい。

それでは、3ページの根拠規定については、これはかなり前回も議論したところであるので、先に行かせていただく。

3番証明方法に関しては、事務局から資料を用意していただいたが、他の自治体の証明書等様式について、具体的に例示があった方がイメージしやすいかと思い、用意していただいた。

主だった方法としては、「証明」、「宣誓」、「登録」、「届出」という4パターンを用意していただいた。

資料の1枚目は渋谷区、こちらが「証明」という方式。次の札幌市が「宣誓」という方式。3番目、那覇市の「登録」。そして、4枚目の豊島区は「届出」という形になる。

それぞれの方式の概要については、資料3に記載している。例えば「証明」の概要については、パートナーシップ関係にある関係の婚姻であると公正証書の書類の提出によって確認して証明する。公正証書を取得するため費用が高くなるという特徴がある。

2番目の「宣誓」は、札幌市にあるように二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓し、宣誓した事実を証明してもらうという制度。「登録」「届出」についても同じように概要が書いている。これらの手続き方法については、「証明」については公正証書を2通作ってもらうので合計するとですね、4万円ぐらいかかるが、それに対して、「宣誓」や「登録」には公正証書が必要ないので、費用としてはそんなに高くはない。

ここは前回の検討委員会において議論していないところであるので、今回はこれについて議論していきたいと思うが、皆さんこれに関してご意見いかがか。

では、和泉委員。

(和泉委員)

はい。今のお話と資料を見させていただき、「宣誓」、「登録」、「届出」の3つと「証明」で大きく分かれるかなと思っていて、当事者の、意見交換会に参加したときに、やはりすぐに、スピード感をもって作ってほしいということと、なるべく事実婚のような、同じような形にした方が良いという意見なので、「証明」というのは、スピード感と事実婚と同じようなものと考えると、少しハードルが高いのかなと思う。私はどちらかというところ「宣誓」、「登録」、「届出」のような費用や時間のかからないものの方がいいのかなと考える。

(伊藤委員長)

西村委員いかがか。

(西村委員)

私も「証明」と他の3つとが違うということで、「宣誓」、「登録」、「届出」というこの3つの違いがよくわからない。どれでもこう基本的な内容は同じかなと思う。この辺、それぞれの違いについては書類の上ではわからないので他の方々の意見をお聞きしたい。

(伊藤委員長)

事務局の方でこの「宣誓」、「届出」、「登録」に関して何かご説明することはあるか。

(事務局)

俗っぽい言い方になるが、「宣誓」は、人前の挙式みたいな第三者の前でそれぞれの当事者の方が、その内容について口に出すかどうかは別としても、それを表明し、書類に名前を記載するというような形になる。セレモニー的な要素が強いという印象。

「登録」と「届出」については、ほぼ同じような形で基本的には書類を役所に出す行為と受け止めている。

(伊藤委員長)

「宣誓」の場合には、人前ということで、要するに二人が必ず来もらう必要があるということ。これに対して、「登録」、「届出」の場合は代理人とかあるいは郵送でも可能ということか。

(事務局)

「登録」、「届出」については、各都市によってさまざまな対応が異なる。基本的には二人同時に来ってもらうという形をとっているが、郵送で受け付ける都市もある。本人確認と意思確認という意味で来庁してもらう自治体が多い。

(伊藤委員長)

他の皆さん、松田委員いかがか。

(松田委員)

私は対象者の負担がやはり軽減されるような形が一番いいということであるので、費用の面も含めてハードルが低いもの、あとはスピード感のあるものがいいと考える。

(伊藤委員長)

高橋委員いかがか。

(高橋委員)

ハードルは低い方がいいのではないと思うが、一定程度やはり住民票の書類だとか、同一世帯とは限らないかもしれないが、そういったものを検討しながら、申請手続きが速やかに進むようなものがよろしいのではないと思う。

他の自治体で、申請はしたものの必要なものが揃っているという状況にも関わらず、申請がはじかれることもあるのか。

(事務局)

直接他の自治体に確認してはいないが、書類が揃っていれば、おそらくそのまま受理となるのではないかなと思う。

(高橋委員)

了解した。

(伊藤委員長)

提出書類については、あとの方の検討事項ともかかわってくることから、また振り返ることになるが、今のところは議論でもあったように、基本的には「証明」と「宣誓」、「登録」、「届出」と分けた上で、費用的にもハードルの低い方だという意見である。

それでは続いて4番目の制度の対象者について、この制度の対象者というものが重要なポイントになる。先ほど、ファミリーシップについての話もあったが、今回はこの制度の対象者について、性的少数者の方のみとするか、それとも婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚関係にあるカップルについても対象とするか、ここは一つ重要なポイントとなる。事実婚関係にある場合には、資料にもあるように、健康保険や厚生年金保険が被扶養者となることができるなど、基本的には結婚に準ずる一定の関係性がそもそもは認められ、法的保護がかけられている。

今回検討するパートナーシップ制度に、事実婚関係のあるカップルについても対象として含めるかどうか、議論しておきたい。

基本的には我々はパートナーシップ制度検討委員会ということで、函館市におけるパートナーシップ制度を検討しているわけだが、そこに事実婚を含めた場合、政治的インパクトとして、性的少数者のための施策というメッセージ性が弱まるという見方もある。範囲としてひろがることは、人権尊重という理念に合致するという見方もあるので、ここは少し難しいところ。皆さんにご意見を伺いたい。

藤原副委員長、いかがか。

(藤原副委員長)

まず、事実婚に関しては現在のパートナーシップ制度よりも、すでに受けられるメリットは、幅広いというのが現状であることから、わざわざ事実婚ではなく、パートナーシップ制度を利用するという方が現実問題いるのかというと、極めて少ないというのが想像できる。しかし事実婚を含めることによるメリットは、性的少数者の方々に対し、事実婚に準ずる制度という社会的な位置づけを与える、そして、徐々に法律婚に近づけていくというような姿勢を示すという意味では、大きな意義があるのではないかと思う。また、家族関係、子どもも含めて制度を拡大していくことになれば、これは事実婚も含めた方が話は整理されやすい。前回、当事者の皆さんとお話しした限りでの印象では、特別な制度を求めるわけではなく、あくまでも普通に戻してほしいというご意見だったので、事実婚という、結婚に準ずる制度と同様にしていくという考え方もありうるのかなと思う。

(伊藤委員長)

松谷さんいかがか。

(松谷委員)

参考までに、全国のあの、以前いただいた資料を見ると、事実婚は対象としていない自治体が多い。この辺どうなのかと思う。

(伊藤委員長)

和泉委員いかがか。

(和泉委員)

藤原委員の話にあったように基本的に法的保護としては事実婚の方が、かなり手厚い保護が受けられるということで、法的効果としてはそこに含めてもサービスがより手厚くな

るということは、あまり期待できない。そうではなく、先ほどのメッセージ性というほうが重要にポイントになってくると思う。パートナーシップ制度が事実婚に準ずる制度であることをアピールするという目的からすると、事実婚を含めることには大きな意味があるのではないかと思う。

(伊藤委員長)

法的効果やメッセージ性という観点からどう判断するかということになる。

西村委員，どうぞ。

(西村委員)

メッセージ性という部分とは別に、あの前回の意見交換会で当事者の方たちが、子どもが欲しいということを仰っていた。なのでパートナーシップという1対1の関係だけではなく、将来的には子どもを、養子なのか、それとも実際に産むことができるのかはあると思うが、その関係性を家族として認められる制度だっということとは未来にとっては希望になると思う。

(伊藤委員長)

ほかの皆さんはいかがか。田中委員どうぞ。

(田中委員)

たしかに事実婚については今現在は、法律婚に準ずる保護、手厚い保護を受けているのが事実であるし、今回パートナーシップ制度というのは、現在の法制度では足りていない部分について、地方自治体の条例なりでフォローしていくということが出発点である。そういった面からすると範囲をあまり広げない方が、LGBTQに限った方が一定の説得力があると考えている。私の個人的な意見としては、できることであればファミリーシップを視野に入れた形での制度設計をするのがいいだろうなど。先ほど原委員も仰っていたが、今権利が認められていない状態を前提として当事者の皆さんは考えられている。そうであるとするならば今の時点では、LGBTQの当事者同士がどうなるかということで、おそらくそこがまず問題になる。ただやはりその先には、西村委員が仰られていたように、その先の家族、お子さんを含めて、あるいは、子どもだけでなく家族といったものも視野にいれるべきだろうし、そこを目指せるような制度ということを求めていくことが必要であると考えている。そういう趣旨で、ファミリーシップまで視野に入れるということは、このLGBTQのパートナーシップという意味合いを強めこそすれ、インパクトを弱めることにはならないのではないかと考えている。

(伊藤委員長)

原委員，どうぞ。

(原委員)

2000年代から国連勧告で日本に異性の事実婚と同性パートナーのステータスをイコールにするようにという勧告が出されているが、それには全然耳を貸さないという状態が続いている。このパートナーシップ制度は性的少数者のものだが、異性の婚姻、異性同士の



事実婚、今度はそれ以外のですね、同性とか異性も含むといったパートナーシップ制度の三層に分けて段階的に権利を制限するというシステムになっている。土農工商ではないが、このような制約がある中で、そのことをきっちりと認識したうえで、この制度を導入するのであればそのことに言及し、いずれは整理が必要であり、平等にしていかなければならないものであるというような認識を持っていればいいが、制度を作って終わりでは当事者としては納得できるものではない。だから同性婚訴訟などもおきている。たとえば、国立市では異性の事実婚との平等性というものを意識した考え方をされていて、他にもそういった考え方を示している自治体もあり、ここをどう考えるかということが大事である。この制度は過渡的な制度となると思うが、決して一流市民、二流市民、三流市民みたいなランク付けになつてはよくないと当事者としては思う。ただ早くいろいろな便宜を図らないと生死にかかわることもあるので、その辺の兼ね合いということで、とにかくできるところから始めるということであれば、私は全面的に賛成する。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。他、和泉委員、いかがか。

(和泉委員)

事実婚を入れることによって、パートナーシップ制度の意味合いが薄まってしまうということと、事実婚を含めることで社会的な位置づけをするという話があったが、私は異性のパートナー関係と違いがないということ、目的にも関係するが、入れるべきだと思う。事実婚関係にあるパートナーの方にはメリットはないかもしれないが、事実婚を入れることで、やっぱりそのパートナーシップ制度を使おうと思っている方たちには異性のカップルと同じような扱いをしてもらえるのだと思ってもらえると思う。また、ゆくゆくはファミリーシップ制度という話があったが、そのような制度となると、LGBTQという限定をしようとする以外にとつて、自分たちには関係がない制度と思ってしまうことも考えられるので、ファミリーシップ制度まで見据えてということであれば、私たちも関係があるということがわかりやすいように、私は事実婚をゆくゆくでもいいので、含めた方がいいのではないかと思う。

(伊藤委員長)

では次に5番目の申請者の要件について。

年齢要件、性別要件、居住地、要件とあるが、国籍に関しては要件としている自治体はないので、函館市も同様でいいかと思う。まず、一番目の年齢要件については、いま導入している自治体では20歳以上または成人に達しているということにしている。民法改正によって成人年齢は18歳に引き下げられたが、現在は、20歳以上あるいは成人ということで、成人に限定しているという現状である。これについて藤原委員いかがか。

(藤原副委員長)

法律婚の場合は父母の同意があれば未成年者の場合も婚姻が可能であるという要件があるので、年齢要件として成人に限定するのか、それとも普通の法律婚になるべく近づけてい

くのかという後者の方をよいと考える。性別要件に関しても、cの、一方または双方が性的少数者の方で性自認上同性の場合も利用できるといったような、なるべく門戸を広げるような形が良い。居住地に関して、一般的な婚姻の場合は、夫または妻の本籍地・所在地両方で申請が可能であるで、そのような要件でいいのではないかと思う。実際、婚姻の場合、他の方と婚姻しているかどうか戸籍で確認することができるが、パートナーシップの場合は、制度自体ない自治体もあるし、パートナーシップ制度を登録したことがあるかどうか確認できないといったようなこともある。そこは申請書の中で確認するといった形でもいいと思う。今日婚姻届を改めて確認したが、初婚・再婚の別、内縁を含まないという要件があった。そのように確認したらいい。あくまでも自主的な制度として、確認をすることが可能であると思った。

(伊藤委員長)

まず、最初の年齢要件に関しては、ここに書いてあるように、民法改正によって、今、婚姻可能年齢が18歳と16歳だったのが、18歳に統一され、これが成人年齢と一緒になる。藤原委員の意見としては、成人ということよろしいか。

(藤原副委員長)

未成年の場合であっても、父母の同意があればということ。

(伊藤委員長)

法律婚の趣旨にあえて逆行するということか。

(藤原副委員長)

法律に反しない限り、法律婚に近づけていくという制度なので、広げれるところは広げていきたい。

(伊藤委員長)

では次に性別要件に関しては、これは非常に重要でかつ細かいところである。資料にa, b, cとあるが、対象の範囲はaが狭くてcが広いという形になる。性自認と戸籍上の性に関わってくるわけだが、性別要件に関しては、皆さんどのように考えられるか。原委員、いかがか。

(原委員)

性別要件について、資料の中で、aの趣旨は分かるが、書き方を反対に書いた方がいい。性自認は同性であっても戸籍上異性同士である場合は利用できないという自治体がある。性自認が同性で、同性パートナーとお互いに認識していても、実は戸籍上異性同士だから、あなた達は普通の結婚をしなさいっていうようにいわれて、でもそれはその一方の性自認を曲げることになる。実際そういう相談があるので、そのようにaを表現した方がいいと思う。私自身がノンバイナリーであるので、ノンバイナリーの人の相談を結構受ける。やはりこのcは性自認上同性の場合も利用できるし、一方が性的マイノリティで、もう一方は性的マイノリティではないカップルでも利用できるというような広いものが一番いい。お互いに、どちらかが我慢する必要もなく、争いのもとにはいけないので、それがいいかと

思います。

(伊藤委員長)

松谷委員，いかがか。

(松谷委員)

私も資料を見たときにcがいいかと思ったが，いま原委員からのご意見聞いて，やはりcがいいと思った。

(伊藤委員長)

西村委員，いかがか。

(西村委員)

私も，本当にいろんな方々がいるので，範囲を広ければ広い方がいい。範囲を広めにいろんな方が利用できるという制度の方がいいと思う。

(伊藤委員長)

今，範囲は広い方がいいのではないかと，また，性別要件のa，b，cではcがいいというご意見を伺った。cがいいとしても，例えば理由が違ふとか，あるいはaとかbがいいとか，その他のご意見があれば伺いたい，いかがか。では，性別要件については，広い方がよく，それを理由としてcが良いのではないかとということで皆さん一致されている。

次は，居住地要件について，実は，事前に事務局とご相談させていただいていて，aとbがあるが，aに関しては函館市内に双方が現在居住している，あるいは，居住する予定であるというもの。他の自治体では，この予定については，3か月以内に居住する予定というものが多くある。bについては，カップルの一方または双方が市内に在住，あるいは，予定を含む。一方が函館市に居住または居住予定で，他方が例えば，七飯町に居住しているというようなケースである。実際のところこれ，一方が市内在住を対象として，遠距離で暮らすカップルを対象とあるが，他の自治体で他の人とパートナーシップ関係にあるかどうかの確認がかなり難しいようである。住民票などにパートナーシップ制度のパートナーがいるということを登録するということはかなり難しい。住民票に関しては，全国一律のシステムになっているので，函館市としてそこに独自のものを加えるのは非常に困難である。実際に，パートナーとして登録しているかどうかということは，提出していただいた書類をみるしかない。これは函館市内でも同じことではあるが，ただ確認は多少ともしやすい。つまり確認に関しては，実は，居住地要件を含め，確認がかなり難しいという制度になっている。つまりは性善説で組み立てられている制度である。そこで，事前に事務局と話しをしたが，居住地要件に関して，実は双方が函館市内に在住か，あるいは，一方かまたは双方が市内に在住かという二つの制度だけではないと。他にもありうるということで，その候補としては，例えば双方が函館市外に居住していて函館市内に在勤しているというケース，あるいは，それが双方ではなくて，一方というケース。さらには在学ということもある。この場合も，双方と一方。

冒頭にも話しをしたが，意見交換会に参加して非常に反省し，考えたことがある。何かと

いうと我々は、制度の法的効果、法的側面をかなり注目してやってきたが、原委員からも話があったように、過剰適応という、現在、性的少数者の方が、こういった現状に慣れさせられてきたということ。その彼らの要望を聞いて思ったことは法的に充実した制度とすることは非常に大事なことであるが、他方では自分たちの存在を認知してもらうといった法的効果とは別の反射的效果というものをかなり重視していく必要があるのではないか。それは先ほども話したメッセージ性というもの。こういった制度を構築することによって、性的少数者の方々が生きやすい社会となるためには、必ずしもその制度の法的な中身だけではないのではないかと考えられる。そこで居住地要件の話になるが、メッセージ性を考慮し、私としては個人的には、実は、居住地要件ということに関して、一方または双方が函館市内に在住することに、必ずしも縛られなくていいのではないかと考えている。これでどうでしょうということ、実は先日、話をしていたが実はすでに居住地要件を、在学・在勤を含めている自治体が1件あったそうで、残念ながら函館は第一号にはなれなかった。しかしながら、メッセージ性としては強いと思う。この居住地要件について、皆さんの意見を伺いたい。

(原委員)

同性カップルの現実として、親との関係は非常に機微な情報で、極端であるが一つの例としては、親に言わないで家を出てきてしまうなど、DVや虐待と同じで親に見つかることが非常に怖くて住所をきちんと登録できないとか、住民票を異動すると追跡されるとか、住所についてはいろいろな問題が出てくる。だから一人または双方が市内在住というのは結構ハードル高い。特に一番ハードルが高いのは双方が市内で同居というもの。これは多くの自治体でも言っているが不動産を貸してもらえないという困難があり、同居という条件は無理ということである。したがって在学・在勤というものを入れるというのは非常に大事なことかなと思う。特に函館市がこれを始め、周辺の市も歩調を揃えられるのかというのは、それぞれの自治体で事情があると思うので、その牽引役として函館市がその周辺の市に住む住民にもある程度恩恵を拡大できるという意味では、いろいろなケースを考えながら決めていかなければならないと思う。

(伊藤委員長)

本日の行政サービスの資料がありましたが、受けられるサービスは行政サービスおよび民間サービスに分けられるが、函館市内で居住している人は、当然その函館市の行政サービスを受けられるけれども、函館市の外に暮らしている方については、函館市の行政サービスの対象とはならない。在学・在勤というパターンでは法的効果としてのサービスがそこで受けられるというようなものではない。つまり函館市内に在住していない方を制度の対象者に含めることによって、函館に暮らしている方の税負担が高くなるというようなことは考えにくい。これは、対象者を非常に広くしたところで、サービスが過剰になって、函館市民から文句が出るというようなことは考えられないということである。そういったことを考慮し、いまの原委員のご意見も踏まえ、居住地要件を考えていただければと思うがいかがか。

(西村委員)

単純に転勤しなければならなくなってしまったとか、そういうことも、本当に当たり前  
に男女の中であることですので、含めて問題ないかと思う。

(伊藤委員長)

転勤という話があったが、実は、11 ページ9 番の受領証の返還に関わってくる。2 番目の  
市外への転出等あるいは要件を満たさなくなった場合とあるが、市外への転出等というの  
が、在学あるいは在勤というような形になった場合、これは受領証の返還要件から消えるは  
ずである。もともと在住、在勤しているかどうかや他のパートナー、つまり法律でいえば重  
婚関係のような関係があるかどうかについてなどについて確認は困難な制度である。転出  
届を出す際に受領証も持ってきていただければわかりやすいが、そこは難しいと思われる。  
そうすると、例えば有効期限を設ける自治体もあるようで、有効期限には二つの面があり、  
受領証の有効期限という側面と、もうひとつは、パートナー関係にあるということを市が確  
認するために市に提出された法的書類の保存期間という側面から有効期間という考え方  
がある。居住地要件に関しては他の自治体に転出とかした場合の影響を最小化できるとい  
うことも含めて考えていただければと思うが、いかがか。

(西村委員)

先ほど私が言ったことは、双方が市内在住で片方が転勤で、転出することとなった場合に、  
このパートナーシップの居住地要件が双方だった場合、もともと函館で二人でいたのに、一  
人が函館から出ることとなった場合、パートナーシップ証明を返還しなければならないの  
は可哀想ではないかという意味で言ったもの。そもそも一方が函館で、他方が違う所に住ん  
でいるカップルで、函館に住んでいる方が転出してしまった場合のことまでは考えていな  
かった。

(伊藤委員長)

他の皆様はいかがか。田中委員どうぞ。

(田中委員)

一方または双方が函館市内に在勤・在学というところまで広げるという意見に賛成であ  
る。住民票などは放置せざるを得ないケースもあるし、パートナーシップ制度における重婚  
関係みたいなものも確認しようがないといったところで、居住地要件を狭めることに、何の  
メリットもないと思う。他方で居住地要件を可能な限り広げるというのは、広い目を見たと  
きに、函館市を住む場所に選んでもらうという函館に居住するインセンティブにも繋がる  
と考えられる。こういうまちづくりを目指しているんだということが伝わる制度として、い  
いのかなと思っている。

(伊藤委員長)

他の皆様、いかがか。松田委員、どうぞ。

(松田委員)

先ほどの話に戻るところであるが、要するに、どこに対して「宣誓」「登録」「届出」をす  
るかというところで、函館に対してっていうことだと思っている。あまり拡大しすぎると、

全然違うところに住んでる人が、函館にちょっと縁があって、函館が好きだから、対象としてくれなんていうところまで拡大していくと本末転倒になるのではないか。私のイメージは、このbの一方または双方、まあ双方が住んでいけば間違いない。また、一方が住んでいるということであれば、函館に居住されているということは明らかなので、一方のパートナーがどこに住もうと、逆に、先ほどの話があったように、もしかしたら転勤で、片方が出て、どこかで勤務しなきゃならないっていう状況になっても、一方は函館に住んでいるということで函館市を選んで在住しているということで、そちらのほうが私としてはすっきりするなというイメージを持っている。

(伊藤委員長)

高橋委員，いかがか。

(高橋委員)

居住地については、函館市に一方が住んでいるという条件は、満たした方がいいのではないかと思う。婚姻届もどちらか一方の居住者の所に申請をするので、そのところのハードルを下げる必要はないのではないと思う。

(伊藤委員長)

高橋委員から法律婚の制度に近づけていくという視点の意見があった。実はこの、居住地要件もそうだが、後に出てくる費用のことも含めてハードルを下げるという話があった。少し先回りをして手数料の検討をしていきたい。

申請の手続き、手数料、手続方法、通称使用の可否について、まずは手数料。多くの自治体では手続きに係る手数料を無料としている。ただ、住民票等の提出書類の発行手数料は自己負担としている。つまり、申請の際に書類を必要とする場合、つまり先ほどの、「証明」の場合で言うところの公正証書のような書類を用意する費用に関しては自己負担としている、手続きに係る手数料自体は不要としている自治体が多いとのことである。他方で、住民票もそうだが、市民として手続きする場合は手数料がかかる。これを法律婚に近づける場合、あえて無料とするのではなく法律婚と同等の手数料をとるという考え方もありうる。こういった考え方で申請の手続き、手数料や手続方法、通称使用の可否について、皆様、どのような考えか、ご意見を伺いたい。藤原委員いかがか。

(藤原副委員長)

法律婚については届出自体は手数料無料である。ただし、証明書を出してもらうには有料であるので、同じ取扱いが一番無難であるように思う。調べて初めてわかったが、婚姻届にも婚姻届受理証明書というものを出して頂けるようで、普通の紙だと350円とか自治体によって違おうだが、賞状タイプであれば1,400円とかかかるようで、そのように選べるようにすればいいのかと思う。それと先ほどの居住地要件の話で、蛇足かも知れないが、私の周りにも何人か、日本国内では結婚できないので、ニュージーランドに行って結婚するとか、で、結婚だけのために海外に行くという方がいる。ラスベガスみたいに車で結婚できるとはいかないかもしれないが、ある程度支障がない限り、広げることに限っては、問題ないと考

えている。

(伊藤委員長)

まず最初の手数料に関しては、婚姻では、婚姻関係の証明書は1,400円と、普通のタイプは350円と高くないが、先ほどの「証明」以外の、「宣誓」とか「登録」の場合、例えば、二番目の「宣誓」をご覧いただくと札幌市で宣誓書を出すと宣誓書受領証というものがもらえる。この宣誓書受領証というのが、婚姻関係にあることの証明書と同等のものとなるが、この場合、宣誓書受領証が無料で手に入るというシステムになっている。

(藤原副委員長)

350円で制度利用をやめる人はいない。婚姻と差別を設けない方が行政手続き上もやりやすいでしょうし、筋を通してという意味では、皆さんを特別扱いではなくなるべく普通にとという趣旨は見えるのではないかなと思う。

(伊藤委員長)

和泉委員、いかがか。

(和泉委員)

私も藤原委員と同じように、これが、1万円2万円も法律婚と違ってかかるよというのであれば、それはハードル高いのではないかなと思うが、300円程度の手数料であれば問題ないと思う。

(伊藤委員長)

これは少し難しいところもあり、法律婚と同等にするという趣旨で手数料をもらうのはいいかと思うが、しかし、他の自治体の多くは無料にしているところで、函館市が手数料をとるということになったという場合、たかだか300円程度であったとしても、函館市はケチな自治体だなと思われる可能性がないとはいえない。

(田中委員)

可能な限りは法律婚と同じように扱うというところは、まあ筋の通し方として一つあるとは思いますが、結局パートナーシップ制度をもってしても、なおその法律婚と同じように扱われるわけではないので、あるいは事実婚の位置まで上がるわけでもない。ということを考えてときに、ここで手数料を取る必要がどこまであるのか。むしろ逆に言うと、数少ない証明手段であるにも関わらず、それに金を取るっていうのはセンスがないのではないかな。

(伊藤委員長)

証明書でも手数料のかからないものもあることはある。原委員いかがか。

(原委員)

無料がいいのではないかな。法律婚とメリットなどがしっかり見合ったものということが達成されれば、これも合わせてもいいが、順番があると思う。

(伊藤委員長)

手数料に関しては、取るか取らないかという二択しかないのだからここまでとし、次は手続方法について、多くの自治体が本人確認と本人達の意味の確認という観点から、二人で来庁し

ていただいて、手続きをするということをしているようである。この手続方法に関して、藤原委員、どうぞ。

(藤原副委員長)

居住地要件とパラレルに考えると、函館市に在住でない方でも一度は函館市に来てもらって結婚するって意味では両方とも一度ご来庁くださいという形にするとか、あるいは、居住地要件を一方は市内在住とするのであれば、郵送でも代理人でもいいですよという形にすると、ある程度筋を通せるのかと思う。

(伊藤委員長)

他の方々はいかが。西村委員どうぞ。

(西村委員)

身体的に、二人で来庁することが不可能なカップルもいるかもしれないことを考えると、代理人なり郵送なりっていう手続きの方法も考え方の一つとしてあるのかなと思う。

(伊藤委員長)

身体的な問題っていうのは失念していたが、たしかにこの後の通称使用の可否にも関わることであるが、本人達はそのカップル関係にあることについて認知されたくないという、市役所の職員の前であっても、そこに二人で行きたくないという方がおられる可能性がある。他の自治体を聞いた限りでは、直接来庁してもらおうというケースが非常に多いと聞いているが、身体的なハードルや、あるいは当事者が出て行きたくないというようなことも考えられる。

(原委員)

よく聞く話で、パートナーシップ申請をしようと思ったら予約が必要だったと。二人で行かなければならないので、予約して、日を合わせて来庁するというので、手間がかかるという、やっぱり婚姻とは違うんだねと、そういうような話がよく聞かれる。そこはワンステップツーステップ多いのかなと思う。しかしパイロット的な制度であるので、書類だけというのも不安があるものかと思う。仮に誰かが勝手に書いて提出してしまって、それは異性婚でも知らないうちに結婚していたということはあるが、そういうことが性的マイノリティのカップルの関係に起きてしまうと、逆にそのような制度はない方がいいのではないかと。いった話になりかねないので、慎重に対応するということは必要である。そこはたとえばオンラインでの面談により本人達の声をしっかり確認し、それと書類の確認をすること。函館市自体は、そんなに広いところではないので、来庁っていうことでもいいのかなと思うが、遠距離の時は一人が代理をして届け、もう一人とは何かしら行動で、本人確認を送ってくださいということで、直接送ってもらうようなやり方もあると思う。

(伊藤委員長)

他にご意見がなければ、次に6番目は障害事由、つまりパートナーシップ関係にあることを証明できない事由についてである。先ほども触れたところだが、結局その確認が非常に困難であり、この障害事由については、触れていない自治体もある。結局、例えば、こういう



場合は利用できないといった障害事由について羅列したとしても、それを確認する方法が確保されていないので、あまり意味がないというように推測される。資料の a については、申請者以外にパートナーがいるというのは基本的に障害事由になります。しかし確認することは難しい。そして b としては、双方が近親者であるという。ここが少し難しく、民法の規定で、パートナーシップに基づく養子縁組の場合、養子縁組を解消したあとであれば対象とするだとか、これはなかなか難しいところとして、個人的な推測としては、法律の解釈の問題になってしまうので、要するに自治体としては、如何ともしがたい部分があるので、触れていないのではないかと推測しているのですが、まず田中委員からご意見をいただきたい。

(田中委員)

個人的な見解としては、特にその、bの障害事由、養子縁組であるが、こういったところはむしろ触れないでおくというのが安全であると考え。というのは実体的な問題としては、現時点でのパートナーシップ制度でフォローできない部分を、養子縁組を行うことによって、相続関係のフォローであったり、あるいは、実際の現時点での法律行為の代理であったり、そういったことをするために、養子縁組をせざるを得ないといったケースがある、逆に言うと、そのために養子縁組をしているのに、フォロー度合いが少ないパートナーシップ制度を利用するために、養子縁組を解消してくれというのは本末転倒な話である。そういったところを考えると、そのあたりを要件や障害事由として明示することは、避けた方がいいだろうという考え方です。

(伊藤委員長)

いまの田中委員の意見を踏まえて、皆さん、この件についていかがか。事務局どうぞ。

(事務局)

いまの障害事由のところの補足です。上の a と b、こちらについては、ほとんどの自治体で記載がある内容となっていて、その下の養子縁組の部分は委員長の仰るとおり、記載のない自治体も見られるというような状況である。

(伊藤委員長)

了解した。a と b については、他の自治体としては記載しており、養子縁組等については、様々であるということ。養子縁組のところについては、私達としても触れない形でいくほうが、無難ではないかと、私自身も思うがいかがか。原委員どうぞ。

(原委員)

実際今までの相談の中でどのようなアドバイスがされてきたかという、LGBT相談が本格的に始まる前の話で、10年くらい前までは、とにかく養子縁組しなさいということがいわれていた。例えばゲイカップルは相続ができないので養子縁組したらどうかというようなことが実質的アドバイスとして言われてきた。そのためカップルで今養子縁組をしている人が多い。でも年齢差がほとんどなかったり、1才違いであったりとかして、養子縁組をすること自体がアウトィングになるみたいなどころもあり問題も確かにある。しかし

法律的に、自分が死んだらパートナーの生活が保障されるかどうかといったところで結構な方が利用している。あとは子どもがいる人も、子どもを育てるといのは大変であるので、そういう意味で親族関係になろうという。養子縁組は日本の中では強力な方法であり、そして容易い。近頃は不正や養子縁組を騙っての事件が起きているので厳しくなり、だんだん減ってきているようではある。それと同性婚の要望が出ているので、むしろそちらのほうに期待をかけるというのもあり、実際に同性婚の要望の中では、養子縁組をした人たちが同性婚ができないというのはまずいと、そういうことがないようにしていこうというのが、ある程度意見が一致しているところである。また、世代によっても違う。40代以降の世代では、結構、養子縁組の関係にある人がいる。

(伊藤委員長)

なるほど。ということつまり、実質的なニーズの観点から、基本的にその、養子縁組に関して、要するに、障害事由にするのは望ましくないということで、意見としては障害事由として養子縁組については言及しないということで、よろしいか。上の a と b に関してはパートナーに他のパートナーがいる、法律婚という重婚関係に関してと、親子関係については法律婚に準じるということで、これを障害事由として設けてもよろしいのではないかということに関して、皆さんご意見や異論がある方がいれば、話を聞きしたいが、いかがか。なければ先に進ませていただく。

次は 10 ページの申請の手続きについて。申請の手続きは資料にあるが、提出書類について、公正証書は、証明方法のところの渋谷区の「証明」で提出するものである。「証明」は今回望ましくないということで、公正証書は必要ないと考えている。その他の提出書類としては、先ほどの居住地要件と絡んでくるが、つまり居住を要件とする場合には住民票等が必要であり、あるいは、在勤・在学までとなれば、在勤証明書や在学証明書が必要になってくる。その他は独身を証明する書類や本人確認の書類、これは二人で来ていただくことになるのか、それとも一人に来ていただいて、後日、もう一方の書類という形になるかは別として、その本人の書類ということで、この件について皆さんいかがか。

(藤原副委員長)

法律婚に準じる形でいいのではないかと思う。届出書類と戸籍謄本と本人確認書類で。

(伊藤委員長)

提出書類についてはここに書いてある、3種類の書類ということでよろしいか。原委員長どうぞ。

(原委員)

独身者証明というものは日本国内では出せるが、外国籍の場合、婚姻具備証明というものになるが、国によってはそういうものがない国もある。独身証明を出せといわれても、日本国籍者同士の関係カップルであれば問題ないが、一人が外国籍であって、大使館でその証明を出せない場合、本国に取りに行くしかないというのは手間がかかるので、独身証明については、それに代わる証明、例えば第三者の証人に一筆もらうというような手続きを用意して

おかないと困る人もいるかも知れない。

(伊藤委員長)

独身を証明する書類というところについて、一点考える余地があるようである。

前に戻って、通称使用の可否について意見を伺いたい。戸籍上の氏名だけでなく、通称名の使用を可としている自治体も多いようである。

(田中委員)

通称名の使用を可とすべきだと考える。パートナーシップ制度の趣旨からすると、通称名は使えませんというのは、かなり違和感がある。

(伊藤委員長)

松谷委員いかがか。

(松谷委員)

私も通称名を使用することに対しては、可とすることとしたい。

(伊藤委員長)

なるほど。あくまで本人確認自体はされていることから、通称使用については可ということではよろしいか。では先に進んで、9番目の受領証の返還について。

ここは有効期限というお話ししましたが、個人的には有効期限がいいのではないかと考えているが、みなさん、いかがか。受領証の返還について。藤原委員どうぞ。

(藤原副委員長)

どのような形での有効期限なるかということもあるが、婚姻に有効期限を定めるというのは僭越ではないかという印象がある。どちらかといえば、受領証の返還と有効期限の話を離して考えた方がいいのではないかなと思います。

(伊藤委員長)

その場合、居住地要件やパートナーシップ関係の解消の際、証明書を返還していただきとお願いをする形になるということか。

(藤原副委員長)

その通り。基本的に性善説がベースとなっているので、ここであえて性善説を曲げる必要はないと考える。

(伊藤委員長)

なるほど、他の皆さんはいかがか。法律婚については証明方法がある。1回届出すると、自治体をまたいでも、また、30年後40年後にも婚姻関係であることがわかるようになっていく。それに対して、パートナーシップ制度はそうではない可能性がある。つまり提出された書類が廃棄される可能性もあるという、もちろん書類を永久に保存する選択肢もある。そういうことも勘案して、ご意見を伺いたい。田中委員どうぞ。

(田中委員)

私の個人的な意見としては、有効期限を定めるというのは抵抗ある。ネックとしては公文書の保存期間というところにあると思うが、むしろそちらの方は保存期間を永久にするな

り対応の仕方はあると思われるし、データなりで記録を保存できるようにすれば足りる。むしろ有効期限により、この受領証やこのパートナーシップ制度が、恩恵的に付与されているかのような印象を与えてしまうのを、一番危惧している。有効期限は、運転免許みたいなもの。パートナーシップ制度には有効期限があり、期間が来たら更新することとするのは抵抗がある。

(伊藤委員長)

他の皆さんはいかがか。高橋委員はいかがか。

(高橋委員)

難しい部分ではあるが、解消時に返還をするということ自体は、ハードルになるようなものではないというような気がしている。一定程度証明する効力があることを考えると、これはパートナーシップ解消時に返還しますよという部分を設けておいても、大きな妨げにはならないと思っている。

(伊藤委員長)

それは有効期限ではなくということによろしいか。ではみなさんそのような方向性ということで、よろしいか。原委員どうぞ。

(原委員)

健康保険証をよく返還してくださいという案内がくるが、なかなか返還できなかつたりする。返信用封筒が入っていると送り返すこともできるが、そうこうしているうちに新しいの保険証が来てしまつたりする。市役所の方に聞くと分かると思うが、みんな返還しているものなのだろうか。それと、解消届を出すことはいいのではないかと思う。はじめとして、二人が別れようと言ったときに、ではパートナーシップ関係を解消しなくてはいって、届けを出すこと。それから有効期限の話では、これも例えば5年とか定めて、改めて二人でいたいかどうかというのを確認して、リニューアル・更新するというようなことも当事者としては大事なことだと思う。いまのその婚姻制度というのは、そういうものはなく、むしろ困るのではないか。一度自然に失効して、更新するということが、カップルにとってはいい考えなんじゃないか。これが本当に制度となり、更新するには二人でカップル研修を受けることなどとするので、DVなども減るのではないかと思う。意見として、色々自由に考えてみた。

(伊藤委員長)

非常に重要な視点だと思うが時間の関係で先に進ませていただく。

次の10番、行政サービスについては前回議論させていただいたところであり、資料も出たところなので先に行かせていただき、11番の他自治体との相互利用について、転入転出の際の手続きに係る負担軽減のために、転入先でも証明書を継続して使用できるようにするものである。これは転入先に制度があるということが前提であるが、制度を導入している自治体、例えば札幌など、函館市内から札幌に転出した際に、札幌と函館で連携するというものである。連携する自治体とは、対象者の要件とか、重要なポイントに関して、ある

程度統一する必要が出てくると考えられる。そのような観点から制度を構築する必要はないが、仮にそこで、一致しているならば、他の自治体との相互利用をした方が、やはりメリットとしてはあるのではないかと考えられる。参考として、皆さんのご意見をうかがいたい。田中委員，どうぞ。

(田中委員)

私の思いつきではあるが、相互事業は既に運用されている自治体と相互運用というよりも、まずは函館市でこれを立ち上げて、そこからこの周辺自治体との連携ということを考えていくのがいいと考える。函館市のパートナーシップ制度を参考に、例えばお隣の市や町に連携していきましょうといった形で道南圏に広めていく。そして最終的に、道・札幌と繋がっていく、そういったようなイメージだと思う。

(伊藤委員長)

なるほど。他の皆さんはいかがか。それでは、和泉委員，どうぞ。

(和泉委員)

私も田中委員と同意見で、まずは函館でしっかり軸を作り、その函館から異動の多い七飯町や北斗市に広げていく方が、函館市にとってもいいのではないかと考える。いきなり札幌市に合わせようと連携をしても、転入転出の際には混乱があるので、まずは道南地区で、軸をしっかり作った方がいいと思う。

(伊藤委員長)

松田委員，いかがか。

(松田委員)

今の意見と同じであるが、せっかく函館市で導入されて、函館市で認められたっていうことであれば、それはどこかに異動したときにも、函館市で認められたものが認めてもらえるようにというアピールというか。函館がこういうものを、認めてるということを、きちんとPRして、函館で認められたものが、ほかのところでも認められやすくなっていくというシステムになればいいと考えていて、それがここにある、混乱をきたさないしくみをお願いしたいという意見である。

(伊藤委員長)

なるほど。ということは、我々としては軸をしっかりしたものを、まず率先して作るべきであるということである。松谷委員，いかがか。

(松谷委員)

ご意見にあったように、広く全国的にといきなり考えるのではなく、自分たちの身近なところから広げていく。そして、全国で同じような制度内容のところがあれば、そこはそこでまた繋がることのできると思うので、小さいところから大きく広げていく考えがいいと思う。

(伊藤委員長)

これらの意見を踏まえて、役所の方で、他の自治体と、その連携の検討していただきたい

と思う。

(原委員)

補足情報だが、東京の12市区で今、パートナーシップ制度連携をしようということで組織もできているが、実はここに、まだパートナーシップ制度を導入していない市区も加わっている。これは東京都が積極的ではないことから市区で連携してやっていこうという動き。北海道も、道庁が全道で考えてくださればいいが、おそらくそこは、組織が大きいので難しいので、市町村で連携していくということ。当事者にとっては、連携というのは非常に重要で、結構プライオリティが高く、賛成すると思われる。その背後にはどういうことがあるかということ、例えば、東京の場合、23区があり、企業がパートナーシップ制度を使って色々な企業内のサービスを提供しているが、ちょっとでも引っ越して異動をすると、もうそれが使えなくなる。同じ企業に勤めているのに、今まで使えていたものが使えなくなるということが起きて、企業としてもとても困っている。そういうような声が届いて、こうして連携が大きくなってきていると聞いている。そういったことから連携というのは、将来ビジョンとしては、絶対必要であるだろうと感じている。以上です。

(伊藤委員長)

では、我々としては、他自体との連携というものを重視する方向で、やっていきたいと考える。

それでは時間となったのでこれで議事を終了させていただく。後日また、何か意見とか思いついたことがあれば、第3回の委員会での検討に繋げるために、事務局へお伝えいただきたい。

#### 4 その他

(伊藤委員長)

それでは次第の4その他ということで、委員の中なにかあるか。藤原委員、どうぞ。

(藤原副委員長)

前回条例と要綱について議論されたところであるが、皆さんと情報共有が必要であると考え、一点お話しさせていただきたい。条例というのは基本的に皆さんご存じのとおり、議会の決議によって制定されるが、市民の義務とか権利を制限する場合には、必ず条例によることとなっている。性の多様性を尊重するための政策を、不当に妨げる行為を禁止したり、性的少数者の差別を禁止するという要項を盛り込む場合には、条例にならざるを得ないという部分がある。それで様々な自治体が要綱で定めているが、その要綱には必ず条例の根拠規定に基づいて作っている部分がある。そこで函館市の男女参画推進条例を見たところ、前文から基本理念に至るまで、すべて「男女が」が主語になっている。ということは、本委員会の検討事項に関しては、齟齬というか、意図として違う部分があると思っている。

制度を要綱で定めている岡山市を参考とすると、条例にきちんと性別にとらわれずとか、定義の中にも性別とか性自認というものを定めているので、その中で基本理念を基準に要

綱を作っているということになる。なのでこの辺を考えたときに、条例をどういうふうに解釈するのか、第7条の禁止事項に、男女がってという記述がないので、それを根拠条文にすることができなくはないが、そのような無理な解釈はしていいのかどうかということと、前文、目的、基本理念を全部飛ばして、禁止事項だけを根拠条文にするのは、難しい。さらに、企業に協力を要請するときも、行政としては根拠条文・根拠条例が必要になる。条例じゃないと、それを要請することは僭越な行為になってしまうので、行政手続上、それを素直に解釈すると、やはり条例ということになってくるのではないかなと思うので、この制度自体を条例で定めるかどうかは別として、函館市の男女参画推進条例のなんらかの形での変更は必要であると考えます。

(伊藤委員長)

なるほど。今回仮に例えば、要綱というのは行政内部の意思決定に関する内容であるので、要綱で制度を規定し、その後、条例を改正すると、あるいは、新たに条例を作るというのは、何ら問題のないということか。

(藤原副委員長)

順番的に要綱というのは、条例のなんらかの根拠規定が必要となってくるので、どれを根拠条文にして、どのようにその辺の手続きをするかは、事務局の腕次第になってくるが、少なくとも行政手続法上、法律論で純粹に考えると問題がある。

(伊藤委員長)

これについては事務局でご検討いただくところである。制度構築にかける時間の問題もある。他にご意見なければ、これから事務連絡のほうに移りますが、よろしい。では事務局のほうから、連絡事項お願いします。

(事務局)

はい、事務局から3点連絡事項がある。

1点目、本日皆様からいただいたご意見については、集約し、次回会議でお示しする。また、次回の検討委員会では、いただいた意見をもとに制度の事務局案を示させていただく予定である。本日、時間が無くご意見を出せなかった方、追加で意見がある方は、9月3日(金)までに、事務局へ電話、FAX、メールなどの方法により、ご連絡いただければと思う。

2点目は第3回検討委員会の会議についてだが、9月の最終週で調整させていただきたい。本日、お手元に日程調整用紙をお配りしているので、都合のよい日にちをお知らせいただきたい。

3点目は冒頭でもお話させていただいたが、A4横の行政サービスの書いている資料については回収させていただくので、ご理解いただきたい。事務局からは以上である。

(伊藤委員長)

他になれば事務局に進行をお返す。

## 5 閉会

(事務局)

以上で、第2回函館市パートナーシップ制度検討委員会を終了する。